

## 兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

### ●芦屋市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	空き家活用支援事業	○		都市政策部都市戦略室 建築住宅課	0797-38-2721	
2	犯罪被害者等への支援金の支給及び日常生活の支援 (家事援助費用、家賃、転居費用等の助成)		○	都市政策部都市基盤室 道路・公園課	0797-38-2480	婚姻関係と同様の事情にあったことが確認できる書類の提出が必要
3	災害見舞金等支給事業		○	こども福祉部福祉室 地域福祉課	0797-38-2153	婚姻関係と同様の事情にあったことが確認できる書類の提出が必要